

岩手県企業局管理規程第2号

企業局代決専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年3月30日

岩手県企業局長 青木俊明

企業局代決専決規程の一部を改正する規程

企業局代決専決規程（昭和49年岩手県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(施設総合管理所及び県南施設管理所の長専決事項) 第9条 [略]	(施設総合管理所及び県南施設管理所の長専決事項) 第9条 [略] <u>2 前項各号に掲げるもののほか、県南施設管理所の長にあっては、総括課長が専決できる事項のうち、使用者が施行する給水施設等の工事（給水管の修繕及び量水器の工事並びにこれらに関連する工事に限る。）に係る承認の申請に対する処分及び届出の受理に関する事項並びに検査員の指名その他の検査に関する事項を専決することができる。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。